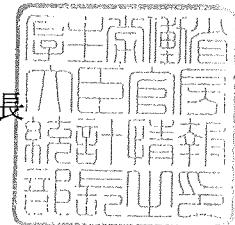




統発 0725 第 4 号
平成 24 年 7 月 25 日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成 24 年福島県患者調査の協力依頼について

患者調査（基幹統計「患者統計」を作成するための調査）につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年は、平成 23 年患者調査を実施していない福島県内の医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るために、統計法に基づく一般統計調査として別添「平成 24 年福島県患者調査の概要」により実施いたします。

引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各支部等への周知及び協力依頼につきましてもあわせてお願い申し上げます。

平成24年福島県患者調査の概要

1 調査の目的

この調査は、平成23年患者調査（基幹統計調査）が実施できなかった福島県内の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の対象及び客体

(1) 医療施設を利用した患者の状況について

福島県の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別に、病院の外来及び診療所は福島県内で層化無作為抽出した医療施設（病院：117施設、一般診療所：125施設、歯科診療所：27施設）を利用した患者を調査の客体とする。

(2) 医療施設ごとの患者数について

福島県内全ての診療所（一般診療所：約1,330施設、歯科診療所：約890施設）を調査客体とする。

3 調査の期日

- (1) 病院を利用した患者の状況については、平成24年10月16日（火）～18日（木）の3日間のうち、病院ごとに指定した1日とする。
- (2) 診療所を利用した患者の状況については、平成24年10月16日（火）、17日（水）、19日（金）の3日間のうち、診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 医療施設を利用した退院患者については、平成24年9月1日～30日までの1か月間とする。
- (4) 医療施設ごとの患者数については、平成24年10月1日（月）とする。

4 調査票の種類及び調査の事項

(1) 医療施設を利用した患者の状況について

① 調査票の種類

病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、一般診療所票、歯科診療所票、病院退院票、一般診療所退院票

② 調査の事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

(2) 医療施設ごとの患者数について

① 調査票の種類

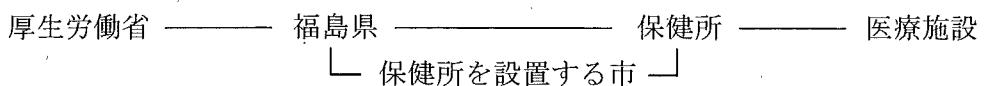
医療施設票

② 調査の事項

各診療所の外来患者延数、在院患者数、退院患者数

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式による。



6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

7 標本設計

- (1) 抽出枠（フレーム）は、医療施設基本ファイルとする。

(2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。（500床以上の病院については、悉皆調査となる。）

(3) 客体数は、病院の入院については二次医療圏まで推計が可能な数とする。

(4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。
(500床未満の病院の入院・外来の患者のうち生年月日の末尾が奇数の患者については全調査事項を調査することとし、生年月日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。また500～599床の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が1, 3, 5, 7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3, 5, 7日の患者については全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。)